

## 郵便申請による証明書の発行について

郵便申請ができる方は、本人又は本人から委任を受けた代理人です。

資産税担当で郵便申請できる主な証明書は、次のとおりです。

- ・固定資産（土地・家屋）評価証明書 / 公課証明書
- ・固定資産（償却資産）評価証明書 / 公課証明書
- ・名寄帳兼（補充）課税台帳

次の書類等を同封し、下記担当までお送りください。

内容に不備がなければ、受領後おおむね3日以内に返送します。

- ① 証明書交付申請書（右欄の申請書をご使用ください）
- ② 本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカードなど。代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要。）  
※法人の場合は原則、法人代表者印の押印と印鑑証明もしくは取締役による自署と履歴全部事項証明書（法人登記簿）
- ③ 委任状（代理人が申請する場合のみ必要）
- ④ 被相続人との関係がわかる戸籍等（被相続人の証明書を申請する場合のみ必要）
- ⑤ 手数料分の定額小為替
  - ・固定資産（土地・家屋）評価証明書 / 公課証明書  
… 土地3筆まで、家屋3棟までそれぞれ200円。  
以降1筆、1棟増えるごとに50円追加。
  - ・固定資産（償却資産）評価証明書 / 公課証明書 …1件200円
  - ・名寄帳兼（補充）課税台帳 … 1通200円。
- ※現金や切手での納付は受付できません。  
おりのないよう、郵便定額小為替をお送りください。  
なお、受取人欄は記入しないでください。
- ⑥ 返信用封筒 切手を貼り、宛先を記入してください。  
その他、注意事項については市HPをご確認ください。

【問い合わせ・送付先】〒361-8601 行田市本丸2番5号

行田市役所 税務課資産税担当  
048-556-1111（内線233・234）

## 郵便申請用証明書交付申請書

① 申請者の住所	〒	—
② 申請者の氏名	※法人の場合は、代表者印（法務局に登録のあるもの）を押印してください。	
③ 申請者の生年月日	年 月 日	
④ 申請者の電話番号 (携帯電話可)	TEL	—
※平日の昼間に連絡がとれる電話番号		
⑤ 証明対象者 (納税義務者)の住所	〒	—
⑥ 証明対象者 (納税義務者)の氏名	□ 申請者と同じ	
※法人の場合は、代表者印（法務局に登録のあるもの）を押印してください。		
⑦ 証明書の種類 (必要なものに○をつけてください)	・固定資産（土地・家屋）評価証明書 ( 土地 家屋 両方 ) ・固定資産（土地・家屋）公課証明書 ( 土地 家屋 両方 ) ・固定資産（償却資産）評価証明書 ・固定資産（償却資産）公課証明書 ・名寄帳兼（補充）課税台帳 ・その他 ( )	
⑧ 証明が必要な場所の地番	行田市	
※所有物件全ての場合は、「所有物件全て」と記入		
⑨ 証明書の年度	令和	年度
⑩ 必要な通数	通	

×  
切りとり×